

「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）抜粋

## II 重点計画事項

### 12 農林水産業

#### (10) 生鮮食品の栄養成分の表示について

##### ③ 特別用途食品の表示制度の見直し【平成19年度検討・結論、引き続き措置】

健康増進法第26条に基づく特別用途食品とは、乳幼児、病者等の発育、健康の維持・回復等に適するという特別の用途を表示して販売される食品であり、厚生労働大臣の許可が必要であり、医師等の指導の下に使用することが適当である旨の注意表示等が義務付けられる。

これにより、例えば機能性米について「低タンパク質米」等の表示を行う場合には、特別用途食品と混同される恐れがあることから、許可なく表示することは適切ではないという指導がなされている。

しかしながら、吟醸酒等付加価値の高い清酒の製造に当たっては、米の外側部分のタンパク質をわざわざ削り取っていることから、清酒原料用として「低タンパク質米」への需要喚起が期待できる。このように、病者の食事療法といった特別の用途以外にも、一般的な食品として食される、または加工用に用いられるということも十分に考えられるため、必ずしも全ての食品が表示方法によって特別用途食品と混同されるとは限らない。

ただし、病者等が特別用途食品であると誤認することによって健康被害が発生することは防がなければならない。

したがって、特別の用途を表示して販売する食品については、当然許可は必要であるが、特別用途食品（病者用食品）ではない旨を明記して販売する食品については、栄養成分量を明示すれば、許可を得ずとも「低タンパク質（通常の米の〇%）」などといった表示が可能となるよう、既存の表示制度の運用の見直しを検討する。